

第3 2 回群馬県スポーツ少年団 秋季軟式野球交流大会実施要項

- 1 趣 旨 県下の軟式野球を愛好するスポーツ少年団員を一堂に会し、技術の向上と競技の喜びを体験させるとともに、団員相互の交流を図り、少年スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人 群馬県スポーツ協会 群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県・群馬県教育委員会・群馬県野球連盟・高崎市教育委員会・安中市教育委員会
高崎市スポーツ協会・毎日新聞前橋支局・群馬テレビ・上毛新聞社
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団軟式野球専門部・高崎市スポーツ少年団
- 5 日 時 令和5年8月19日（土）・20日（日）・26日（土）・27日（日）
開会式 8月19日（土） **8時00分～ 城南球場**
- 6 会 場 高崎市：城南球場、和田橋球場、貝沢球場 安中市：安中市西毛総合運動公園野球場
- 7 参加資格
及 び チーム数 (1)**選手・監督は、日本スポーツ少年団に登録済みの団員及び指導者であること。**
(2)小学校1年生以上の児童とし、スポーツ傷害保険に加入済みの者で、1団1チーム出場とする。
(3)各ブロック4チームの計16チームとする。
(4)**大会期間中、他の大会と重なっていないこと。（ブロック責任者及び市町村代表者は日程を確認の上、申込書の提出を行わせること。）**
また、組合せ会議はチーム代表者が必ず出席すること。
- 8 競技規則 (1)「2023年公認野球規則」による。また、全日本軟式野球連盟「少年野球に関する項目」を適用する。
(2)使用球は、全日本軟式野球連盟公認J号球とする。
- 9 チーム編成 **引率者1名・監督1名・コーチ2名・スコアラー1名・選手20名 計25名以内**
監督1名・コーチ2名のうち1名の計2名は、スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（コーチングアシスタントやスタートコーチ（スポーツ少年団）、認定育成員または認定員の有資格者）であることとする。
◎その他の条件にあるとおり、**指導者ライセンスの取得とポイントについては必須とする。**
- 10 組合せ会議 **各チーム代表者による抽選とし、各チーム1名のみ出席とする。（監督・指導者が望ましい）**
(但し、組合せ会議に出席しないチームは大会に参加しないものとみなす。)
令和5年8月5日（土）18：00～
ALSOK ぐんま総合スポーツセンター 3階 第1研修室（前橋市関根町800）
TEL 027-234-5555
- 11 申 込 先 各単位団・・・別紙申込書により**①7月17日（月）**までに**所属市町村スポーツ少年団宛てに郵送、②7月24日（月）**まで群馬県スポーツ少年団本部宛て下記アドレスに申込書（Excel ファイル）を添付し送信すること。
※申込みの際、スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿をダウンロードし添付すること。

※送信の際に、件名に単位団名を入れ本文にも単位団名、代表者を入力して送信すること。

各市町村スポーツ少年団事務局・・・別記申込書をとりとめ、**7月25日(火)**までに下記あてに申込みこと。(申込みの際、スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿を印刷し添付すること。)

申込先 〒370-0802 高崎市並榎町69-9

群馬県スポーツ少年団 軟式野球専門部 武井 道夫あて

TEL 027-364-4771

12 参 加 料 1チーム 15,000円(組合せ会議に納入のこと)

13 そ の 他 (1)参加については、大会全日程を検討し、他の大会・学校行事等を確認したうえで申込みをすること。

(授業参観・各支部の大会等確認の上)

(2)各ブロック予選会については、ブロック責任者に一任する。

(3)参加選手は、登録団員章を右腕に必ず付けること。

(4)開会式には、スポーツ少年団旗を必ず持参すること。

(5)各チーム代表者は、参加者の保護者に参加の承諾を得て申込みを行うこと。なお、競技中に事故が生じた場合、応急処置については行うが、補償については各自が加入しているスポーツ傷害保険で対応すること。

*各ブロック責任者及び予選会申込み先

ブロック	責 任 者	郵便番号・住所・電話番号
北 毛	阿 部 芳 司	〒379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 421-2 (自) 0278-62-3306
東 毛	和 田 久 雄	〒376-0001 桐生市菱町4丁目 2218 (携) 090-2565-3210
中 毛	加 藤 満	〒370-3573 前橋市青梨子町 1378 (自) 027-252-9397
西 毛	武 井 道 夫	〒370-0802 高崎市並榎町 69-9 (自) 027-364-4771

*ブロック

北 毛	-----	渋川・沼田・吾妻郡・北群馬郡・利根郡
東 毛	-----	桐生・太田・みどり・館林・邑楽郡
中 毛	-----	前橋・伊勢崎・佐波郡
西 毛	-----	高崎・藤岡・富岡・安中・甘楽郡・多野郡